

総会運営の注意事項

■ 定足数

総会は適法な招集手続きを経たうえで、出席した組合員が定足数を満たしてはじめて成立します。これらの要件は、総会の議決が有効になされるための前提条件になります。

総会の定足数は、特別議決を要する事項については総組合員の2分の1以上の出席が法に規定されていますが、その他の議決事項についてはとくに定めがありません。しかし通常、組合では「定款参照例」にならって、その他の議決事項についても総組合員の2分の1以上の出席を定めていますので、それにしたがって定足数に達しているかどうかの確認が必要です。

なお、協業組合については、特別議決、全員一致を要する事項に限らず、その他の議決事項についても、議決権の総数の過半数にあたる議決権を有する組合員の出席という定足数が法に定められています。

■ 議決権および選挙権

組合員は、出資口数の多寡、事業規模の大小等に関係なく、議決権、選挙権は平等に1個与えられています（協業組合、商工組合連合会には例外あり）。

また、利害関係を有する組合員についても、議決権行使が認められていますので注意してください。この議決権は、組合員が総会に出席してその決議に加わる権利であって、総会以外において行使することはできません。

総会の議決権については、書面または代理人をもって行使することもでき、これらによって議決権を行使する者も、出席者の数に入られることになっていますが、この場合、次の点に留意しなければなりません。

①書面または代理人によって権利の行使ができるのは、あらかじめ総会の招集通知によって組合員に通知のあった事項に限ること②代理人は、組合員の親族もしくはは

使用人または他の組合員でなければならぬこと（法人である組合員の「代表権を有しない取締役」も代理人に含まれると解される）③代理人は5人以上の組合員を代理することはできない（4人まで）④代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならぬこと。

組合はその性格から他の営利法人と異なつて、無制限に代理人による議決を認めることはできないのは当然ですが、代理議決については、特定の者を代理人に依頼することなく、白紙委任状を組合に送付することが慣例上多く行なわれています。

白紙委任状は、組合員が総会に關して全般の責任を持つ理事長に對して代理人の選定を一任したものであり、総会までに白紙の箇所（受任者、すなわち代理権を行使する者の氏名）が補完されてはじめて委任状としての効力を発するものです。したがって役員等によつては、自己に有利な代理人を選定する者の氏名を記入して代理権を行使するようにしてください。

■ 議長

総会が成立すれば次第にしたがつて議事を進めることになりませんが、そのためにはまず議長の選任が必要です。議長は総会において、原則として出席した組合員または組合員である法人の代表者の中から選任します。

議長は、組合員として総会の議決に加わることができず、さらに議長は自分の代理人をして議決権を行使することも、また、他の組合員の代理人となることもできません。しかし、普通議決事項について可否同数の場合は、議長の決するところによるものとされており、とくに議長に可否の決定権が与えられています。また、議長の選挙権の有無については、法は議決権と選挙権を区別しているため、選挙権は剥奪されていないものと解されています。

なお、協業組合においては、議長を含む出席者の議決権数で決し、可否同数の場合は議長に決定権はなく、否決となります。

■ 議決の方法

議決の方法には、普通議決と特

別議決があります。

普通議決とは、総会の議事について、出席者の過半数でこれを決する議決方法をいい、特別議決とは、組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数により決するところの議決方法です。

また選挙については、組合員1人1票の無記名投票を原則としますが、これ以外の事項、たとえば投票を単記式にするか、連記式にするか等は適宜定めても差し支えありません。

役員選挙に限り、出席者全員が賛成すれば指名推選の方法によって選挙を行なうことができます(差等割の選挙権を定めた協業組合、商工組合連合会では例外あり)。

普通議決は、特別議決を要する事項以外の事項について議決する際用いられる方法です。普通議決をもって足りる事項についても、定款により、その議決方法の要件をさらに厳格にすることは差し支えありません。

事業協同組合の普通議決事項は次のとおりです。①規約の設定、変更または廃止②収支予算および事業計画の設定または変更③経費

の賦課および徴収の方法④団体協約の承認⑤役員の変更請求の同意⑥決算関係書類の承認⑦清算人の選任⑧借入金残高の最高限度⑨1組合員に対する貸付け(手形の割引を含む)または1組合員のためにする金融機関に対する債務保証の残高の最高限度⑩組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度⑪1組合員のためにする組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度⑫役員報酬⑬過剰金⑭加入金⑮剰余金の配当⑯その他定款で定める事項。

特別議決は、組合組織の根本に影響する重要な議決事項について、とくにその議決の慎重を期するために用いられる議決方法であつて、法のうえでは、定款の変更、組合の解散および合併、組合員の除名等については、特別議決によらなければならぬとされています。特別議決事項について、定款でその議決方法の要件を緩和することはできないことはいうまでもありませんが、より厳格にすることは差し支えありません。

事業協同組合の特別議決事項は次のとおりです。①定款の変更②信用組合の事業の全部の譲渡③組

合員の出資口数に関する限度の特例④組合員の除名⑤会社への組織変更⑥組合の解散⑦組合の合併⑧新設合併の場合における設立委員の選任。

なお、定款変更については、行政庁の認可がなければ効力を生ぜず、その効力の発生時期は、行政庁の認可書が到達したときであり、総会で定款変更を議決したときに遡及しないので注意を要します。

また、協業組合では、①定款変更であつて事業の種類追加に係るもの②事業の全部の譲渡③組合の合併については、組合員全員の一致を必要とします。

さらに、以上の議決事項のほか、総会においては、役員選挙が行なわれます。役員選挙は、有効に開催された総会によつて行なわれなければならないことはここで述べるまでもありません。

緊急議案

総会の議案は、原則として総会招集通知書にあらかじめ記載された事項についてのみ決議することができますが、定款で「緊急議案を採用することができる」旨規定してある場合は、あらかじめ通知

のあつた以外の事項についても議決することができます。この場合、緊急議案の提案者およびその議決に参加できる者は本人出席者に限られ、書面または代理人により議決権を行使するものは除かれます。

議決の取消・無効・不存在

総会は、一定の法的要件を備えていなければ成立しませんが、①招集の手続きや議決の方法が法令若しくは定款に違反し、または著しく不正である場合②議決の内容が定款に違反した場合③議決について特別な利害関係を有する組合員が議決権を行使したことにより、著しく不当な議決が行なわれた場合には、議決取消しの訴の原因になり、判決の結果、議決が取消されると、その議決ははじめから無効であつたとみなされます。

議決無効の訴は、議決の具体的内容そのものが、法令に違反する場合に提起されます。また、議決そのものが存在しない場合には、議決不存在の訴が提起されることになり得ます。

◎詳細は設立相談室

TEL 043・306・32005